

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第45号

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の47」を「100分の46」に改め、同項第2号中「100分の33」を「100分の34」に改める。

第13条の6の5第1項第1号中「100分の47」を「100分の46」に改め、同項第2号中「100分の33」を「100分の34」に改める。

第13条の6の10中「22万円」を「24万円」に改める。

第13条の10第1項第1号中「100分の47」を「100分の46」に改め、同項第2号中「100分の33」を「100分の34」に改める。

第19条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第2項中「22万円」を「24万円」に改める。

第19条の4第2項および第5項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項、第13条の6の5第1項、第13条の6の10、第13条の10第1項、第19条第1項および第2項ならびに第19条の4第2項および第5項の規定は、令和6年度以後の年度

分の保険料について適用し，令和5年度分までの保険料については，
なお従前の例による。